第 49 回大阪府男女共同参画審議会議事概要

【開催日時】

令和 8 年 5 月 27 日（水曜日)17 時から 19 時

【場所】

大阪府立男女共同参画・青少年センター3 階（一部ウェブ会議）

【出席委員】

石　田　慎　二：帝塚山大学教育学部こども教育学科　教授

宇田川　直　子：地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター　助産師　主任

桑　野　里　美：社会保険労務士

土　野　美穂子：一般財団法人大阪府人権協会　評議員

寺　井　基　博：同志社大学社会学部　教授

永　田　麻　詠：四天王寺大学教育学部　教授

橋　本　紀　子：日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会　委員長

濱　田　智　崇：京都橘大学総合心理学部　准教授

檜　尾　めぐみ：特定非営利活動法人ピュア　理事長

丸　山　里　美：京都大学大学院文学研究科　教授

南　野　佳　代：京都女子大学法学部　教授

梁　　沙　織：弁護士

【次第】

１．開会

２．議事

（1）大阪府における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）

（2）「ＤＶ防止基本計画」検討部会の設置について

（3）その他

・おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）について(報告)

３．閉会

【会議の概要】

（1）大阪府における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）

（2）「ＤＶ防止基本計画」検討部会の設置について

部会長　　：寺井委員

部会委員　：石田委員、宇田川委員、濱田委員、南野委員

・規則に基づき、委員の総意をもって部会を設置することとし、会長の指名により上記委員をもって部会員とする。

・資料に基づき次期ＤＶ防止基本計画策定に向けたスケジュール等について事務局から説明

主な意見等（〇：委員、■：事務局）

〇委　員）資料３において、「児童虐待における面前ＤＶを含む心理的虐待件数」について記載があったが、心理的虐待とは具体的にどのようなものが含まれるのか。例を挙げてもらえると分かりやすいかと思う。

■事務局）現行計画に、子どもの安全・安心の確保に関する項目があり、その中で「ＤＶは、直接子どもに向けられた暴力でなくても、それを間近で見たり聞いたりする子どもに対して極度のストレスと著しい心理的外傷を与える場合があります。」と記載しているところが、心理的虐待に当たると思われる。

〇委　員）面前ＤＶが想定されている内容と理解すると良いか。

■事務局）そのようになっているかと思う。

〇委　員）資料３において、最高裁判所統計を除くと、「ＤＶ被害を受けながらも相手と別れない理由」のみ大阪府調査ではなく、内閣府調査となっているが、これは大阪府では調査をしていないということなのか。それとも直近の数字がないということなのか。

■事務局）府民意識調査は府民全体への調査となっており、こういった質問項目は聞きにくいため、調査していない。福祉部でも被害者に対してそのような調査はしていないかと思うが、類似の調査等の結果があれば、次回お示しする。

〇委　員）資料３の「保護命令発令件数」について、大阪府が断トツで多くなっているが、どういった理由があるかご存じであれば教えていただきたい。

■事務局）確認して次回以降報告させていただく。

〇委　員）加害者となった方への取組については、すごく興味深く思っており、とても大切な取組だと思っている。再発防止のためには必要な取組であり、ひいては被害者を増やさない取組になると思っている。どんな取組をいつの段階でどんな風に実施しているのか。一生懸命探したが、その実績が見当たらないため、実績を教えていただきたい。また、どんな風にそのプログラムを推進しているのかについて教えていただきたい。

■事務局）加害者プログラムについては、国も調査研究を進めているところであり、一定調査結果も出ているが、国も各都道府県もどのように実施していくのかを検討している段階である。府においても現行計画において、加害者プログラムを実施するというところまで記載しておらず、国の調査状況の経過を見ていくというところまでを現

行計画に記載している。次期計画を策定するにあたっては、加害者プログラムについてもご意見をいただきたいと思っている。

〇委　員）私はパワーハラスメントを防止する取組の一つとして、行為者の行動変容プログラムを実施しており、ようやくいろんな企業が取り入れ始め、今１対１のトレーニングやグループトレーニングをさせていただいており、一定の効果を実感している。できれば早く広範囲で実施されるようになってほしいと思っている。会社の中では、労働者としてお互いに尊敬している中でハラスメントが行われており、家庭や恋人の関係性でも暴力的な行為が常態化されている現実があるのであれば、早い段階で行為者の方々に行動変容を促したいと思っており、できるだけ早く実現を目指していただきたいと思っている。ぜひ、研究を進めていただければと思う。

〇委　員）資料４において、「配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民の割合」が（１）から（５）とあるが、この目標指標は認識調査を実施したということで合っているか。また、現状値では全てにおいて未達成という結果になっているかと思う。どのような調査を実施したのかというところと、なぜ全てにおいて未達成だったのかということについて教えていただきたい。

■事務局）この現状値については、男女プラン策定前に府民意識調査を実施しており、その意識調査の中で、ＤＶに関する意識調査も実施している。この項目についても、調査項目に入っており、達成できていない数値が出ているところ。達成していない理由としては、大阪府としての広報啓発がまだ広く府民の方々に届いていないということではないかと考えている。

(3)その他

- おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）について(報告)

・資料に基づき、おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）について事務局から報告

- 大阪府男女共同参画審議会規則の改正について事務局から報告

主な意見等（〇：委員、■：事務局）

〇委　員）相談事業など、現場には予算的な保障がない。事業については予算の中で行っていくかと思うが、課題等を整理しながら、市町村にも展開しながら取組を進めて欲しい。また、府も予算をつけて取り組んで欲しい。

ＤＶ防止基本計画の進捗について、達成していないものや保護命令発令件数が全国最多の状況だということだが、ＤＶは男女共同参画とは離せない問題。目標を達成していないことが歯がゆい。「平手で打つ」を暴力だと思っていないことに驚いた。啓発の取組を進めてほしい。